

# V その他

- 1 低所得者支援
- 2 戦没者等援護



# 生活保護

生活保護とは、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対してその困窮の程度に応じ必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立への手助けをすることを目的とする制度です。

## ■保護受給の要件

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することが要件となります。また、扶養義務者の扶養は、生活保護に優先します。

### 【資産の活用】

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等は、売却するなどの方法で生活費に充てる。

### 【能力の活用】

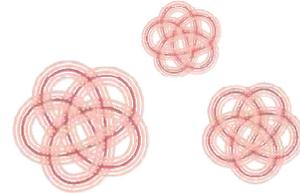
世帯の中で働くことが可能な方は、その能力に応じて働く。

### 【ほかの制度の活用】

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、優先して活用する。

### 【扶養義務者の扶養】

親族等から援助を受けることができる場合は、可能な範囲で援助を受ける。



## ■保護の内容

支給される保護費は、厚生労働大臣が定める基準で計算される「最低生活費」と世帯の収入を比較して、世帯収入が最低生活費に満たない場合に、不足する分が支給されます。

生活保護を受ける人には、次のような扶助費が支給されます。

生活扶助：食費等の個人的費用と光熱水費等の世帯共通費用

住宅扶助：家賃や家屋の修繕などの費用（定められた範囲内で実費支給）

教育扶助：義務教育を受けるために必要な学用品費（基準額を支給）

医療扶助：医療サービスの費用（直接医療機関に支払い）※原則本人負担なし

介護扶助：介護サービスの費用（直接介護事業者支払い）※原則本人負担なし

出産扶助：出産時にかかる費用（定められた範囲内で実費支給）

生業扶助：就労に必要な技能取得等にかかる費用（定められた範囲内で実費支給）

葬祭扶助：葬祭費に要する費用（定められた範囲内で実費支給）

## ■問合せ先

福祉課 TEL 0984-23-0111

# 生活自立相談支援センター

借金や病気、障がいなど生活に困っている人に対して、生活保護に至る前の段階で自立に向けて支援します。

相談を受け、経済的な負担を軽減するため、医療や福祉などの制度を利用するための支援をします。

## ■対象者

本市に住所があり、生活に困っていて生活保護を受けていない方

## ■事業の内容

### 【自立相談支援事業】

相談者本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた支援を行う。

### 【住居確保給付金事業】

失業・離職により住居を失いそうな人を対象に、期限付きで家賃相当額を助成する。

### 【就労準備支援事業】

就労困難な人を対象に、生活習慣形成などの支援を計画的に行う。

### 【家計改善支援事業】

金銭管理に問題のある相談者を対象に、家計を再建するための支援を行う。

## ■問合せ先

小林市生活自立相談支援センター  
福祉課

TEL 0984-23-0338  
TEL 0984-23-0111

# 戦没者遺族等への援護

## ■ 年金給付・援護事業

### 1 恩給法による給付

- (1) 旧軍人本人に支給されるもの  
普通恩給、一時恩給、傷病恩給
- (2) 旧軍人の遺族に支給されるもの  
普通・公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金

問合せ：恩給電話相談（総務省）  
電話 03-5273-1400

### 2 戦傷病者特別援護法による事業

- (1) 戦傷病手帳の交付      (2) 療養給付      (3) 補装具の支給
- (4) JRの無賃取扱      (5) 葬祭費の支給

## ■ 特別弔慰金・各種特別給付金

### 1 特別給付金

次の者に対し、その精神的痛苦を国として特別に慰<sup>イシヤ</sup>籍するために支給されます。

- ・ 公務等のため国に殉じた軍人等の妻
- ・ 公務等のため戦傷病者となった軍人等の妻
- ・ 最後に残された子もしくは孫を失った父母または祖父母

### 2 特別弔慰金

先の大戦で公務等のため国に殉じた軍人等に対し国として弔慰の意を表すために、節目の機会において、戦没者等の遺族のうち先順位1名に支給されます。

## ■ 戦没者追悼式（慰霊祭）

毎年、小林地区では小林市戦没者追悼奉賛会主催で秋に、須木地区では須木遺族共助会主催で春分の日に、それぞれ遺族や来賓等が参列して実施しています。



小林地区・忠霊塔



須木地区・忠魂碑



野尻地区・平和之礎